

2021年2月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX : 03-3772-5095

Eメール : kanzengoken@gmail.com

ホームページ : <https://kanzengoken.com/>

目次

第7回 総会の報告	P.1
第83回例会の報告	P.7
別紙1 事務局報告	P.8
別紙2 政治の現況について	P.11
別紙3 緊急警告 048号	P.16
別紙4 読者のひろば	P.17

第7回 総会の報告

1月24日(日)13時30分より、港区三田いきいきプラザにて第7回総会を開催した。川本委員が議長を務め、下記の5議案について審議し、一部修正の上、承認・決定した。また、今年度より柳澤修氏に運営委員として参加していただくことになった。

総会の最後に、福田共同代表より「会員ならびに読者の方々のご協力により実績以上の評価を受けている。また、りっぱなホームページが担当者の献身的な作業により運営されている。これからも有意義な活動を進めていきたい」と感謝と決意が述べられた。(総会出席者：5名)

- 1) 第1号議案 2020年度活動経過報告
- 2) 第2号議案 2020年度会計収支報告及び会計監査報告
- 3) 第3号議案 会則7条、8条、12条の改定について
- 4) 第4号議案 2021年度活動計画について
- 5) 第5号議案 新役員選出

第1号議案 2020年度経過報告

活動計画（第6回総会決定）要旨

1. 例会・勉強会について：「政治の現況について」報告の充実と議論の活発化。
2. 運営・編集委員会について：運営委員会に改称する。
3. 他の護憲運動との関わり：他の護憲運動、とりわけ草の根運動との関係強化。
4. インターネット上での発信：緊急警告の発信、反戦・平和川柳投稿箱の新設。
5. 会の刊行物：冊子シリーズの発行、年2回を目指す。
6. シリーズの普及・販売：各種集会へ持ち込む。
7. 共同代表の補充：引続き取り組む。
8. 会員拡大：100名を目指す。

経過

1) 冊子の発行

シリーズ10号 『三鷹事件・巨大な謀略の闇——冤罪晴らす再審開始を——付記＝下山・松川事件』9月25日発行 原価400円 1000部

2) 緊急警告の発信

- 036号 緊迫する中東へ自衛隊派遣は違憲・違法！（1月13日）
- 037号 安倍内閣の違法・脱法行為は憲法第73条違反！（2月15日）
- 038号 日本にとって真の国難とは（3月5日）
- 039号 森友問題の真相を語れ!! 公務員は国民全体の奉仕者だ（3月23日）
- 040号 新型コロナを憲法の「緊急事態条項」に繋げてはならない（5月4日）
- 041号 新型コロナの緊急事態時、国民の生活を守れ（5月5日）
- 042号 検察庁改革案を廃案にせよ（5月22日）
- 043号 安倍政権の国会軽視・憲法蹂躪を放置してはならない（7月1日）
- 044号 専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許されない（8月15日）
- 045号 日本学術会議会員の任命拒否は戦争への道（10月6日）
- 046号 安倍前首相は国会の場で説明・謝罪し、国会議員を辞職せよ！（11月30日）

3) 例会・勉強会の開催

第6回総会兼第73回例会 1月26日 港区勤労福祉会館 参加者7名

第74回例会・勉強会 2月23日 三田いきいきプラザ集会室 参加者4名

第75回例会・勉強会 3月22日 三田いきいきプラザ集会室 参加者8名

（4月より6月まで、コロナ禍による緊急事態宣言のため休会）

第76回例会・勉強会 6月28日 新橋ばるーん集会室 参加者6名

勉強会：「天皇制」について意見交換。

第77回例会・勉強会 7月26日 新橋ばるーん集会室 参加者7名

勉強会：冊子シリーズ10号『三鷹事件の巨大な謀略をあばく』（仮題）で意見交換。

第78回例会・勉強会 8月23日 新橋ばるーん集会室 参加者7名

- 勉強会：三鷹事件についての報告 福田玲三委員
第 79 回例会・勉強会 9 月 27 日 三田いきいきプラザ集会室 参加者 9 名
勉強会：日本国憲法が求める司法改革、第 1 回 後藤富士子弁護士
第 80 回例会・勉強会 10 月 25 日 三田いきいきプラザ集会室 参加者 13 名
勉強会：日本国憲法が求める司法改革、第 2 回 後藤富士子弁護士
第 81 回例会・勉強会 11 月 22 日 三田いきいきプラザ集会室 参加者 8 名
勉強会：「政治の現況について」核兵器禁止条約をめぐる新聞社説で論議
第 82 回例会・勉強会 12 月 27 日 三田いきいきプラザ集会室 参加者 8 名
勉強会：コロナ対応をめぐる新聞報道、草野好文委員

4) 運営委員会

- 第 73 回 1 月 15 日 新橋ばるーん 第 74 回 1 月 29 日 新橋ばるーん
第 75 回 2 月 26 日 三田いきいきプラザ (鹿島委員を運営委員長に選出)
第 76 回 3 月 25 日 三田いきいきプラザ
(4 月より 6 月まで、コロナ禍による緊急事態宣言のため休会)
第 77 回 7 月 12 日 新橋ばるーん 第 78 回 8 月 2 日 新橋ばるーん
第 79 回 8 月 30 日 〃 第 80 回 10 月 4 日 〃
第 81 回 11 月 1 日 〃 第 82 回 11 月 29 日 〃

5) 会員の状況

会員数は第 6 回総会時の 71 名のままで増減ゼロ。内訳は宮崎國雄氏ご逝去 (11 月 10 日) と所在不明 1 名で減員 2 名。(5 月 21 日) と (11 月 8 日) の入会者で増員 2 名。

6) 他の護憲活動とのかかわり

- ・映画「侵略」上映委員会 (静岡) と交流続く。
- ・2019 年 8 月 18 日、わだつみのこえ記念館で福田委員が戦争体験報告をしたのを機会に「わだつみのこえフィールドワークの会」との交流が続く。
- ・労働者文学会と 12 月 28 日、ホームページでのリンク。
- ・三鷹事件の再審を支援する会と 12 月 29 日、ホームページでのリンク。

7) 反戦・平和川柳投稿箱

当会ニュース 77 号 (5 月 10 日) より反戦・平和川柳投稿箱の創設。

8) 共同代表の補充について

適任者による補充を目指して協議中。

第2号議案 2020年度会計収支報告及び会計監査報告

収支報告書

2020年1月1日～12月31日

収入の部		支出の部	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
繰越金（現金）	44,775	出版費	292,480
繰越金（預金）	1,005	印刷費	158,256
繰越金（振替口座）	94,191	通信費	427,498
入会金	2,000	事務費	42,710
寄付金	964,010	会場費	28,600
冊子売上（含む送料）	222,790	会議費	2,189
例会参加者資料代	23,400	賛助費	2,000
		資料費	8,000
		手数料	28,962
		支出計	990,695
		繰越金（現金）	76,393
		繰越金（預金）	282,235
		繰越金（振替口座）	2,848
		繰越金計	361,476
収入計	1,352,171	支出および繰越金計	1,352,171

会計監査報告書

2020年1月より12月まで振替用紙、通帳、領収書等を監査の結果、相違ないことを認めましたのでご報告いたします。

2021年1月20日

完全護憲の会 代表 殿

会計監査 山岡聴子 印

第3号議案 会則第7条、第8条、12条の改定

<現行>

（共同代表と運営・編集委員、事務局員）

第7条 共同代表はそれぞれ、および共同で会を代表する。事務局員は事務を行う。運営・編集委員と事務局員をそれぞれ若干名選出する。任期は1年とする。

(総会)

第 8 条 毎年 1 月の月例会を総会とし、経過報告、決算報告、共同代表、事務局員の選出などを行う。

(会則施行日)

第 12 条 本会則は 2014 年 4 月 27 日より施行する。
2017 年 1 月 29 日、一部改定。

<改定>

(共同代表・運営委員・事務局員)

第 7 条 共同代表はそれぞれ、および共同で会を代表する。運営委員は会の運営に当たる。事務局員は事務を行う。共同代表と運営委員と事務局員をそれぞれ若干名選出する。任期は 1 年とする。

(総会)

第 8 条 毎年 1 月の月例会を総会とし、経過報告、決算報告、活動計画等を承認し、共同代表・運営委員・事務局員の選出などを行う。

(会則施行日)

第 12 条 本会則は 2014 年 4 月 27 日より施行する。
2017 年 1 月 29 日、一部改定。
2021 年 1 月 24 日、一部改定。

<会則改訂の理由>

運営・編集委員を運営委員に改称することは第 6 回総会で決定しており、会則改定が遅れていたため。なお冊子の編集などの際、運営委員会のもとに編集会議を招集し、運営委員外の会員・外部の関係者をそこに含めることを了解済み。

第 4 号議案 2021 年度活動計画について

1. 例会・勉強会について

1) 毎月 1 回、例会・勉強会を開催する（基本として第 4 日曜日）。

2) 例会・勉強会の充実をはかる。

①「政治の現況について」の報告充実と議論の活発化。

故岡部共同代表の遺志を継いで、改めて「政治の現況について」を完全護憲の会の例会中心企画として位置付け、報告の充実と議論の活発化を図る、として実践してきたが、未だ試行の域を越えていない。今年度はさらに検討を加え、報告の充実と議論の活発化を図る。

②憲法問題の議論の活発化（冊子、ホームページでの発信に向けて）。

③勉強会は、外部講師を招いての講演（交通費程度の謝礼）、会員による報告、ビデオ上映など、毎回テーマを決めて行う。ふさわしいテーマが準備できなかったときは、「政治の現況について」を当日の勉強会テーマとする。

3) 会場費・資料代として参加費 300 円とする。

2. 運営委員会について

- 1) 毎月1回開催する。会員は誰でも参加して意見を述べることができる。(基本として毎月の例会・勉強会直後の日曜日に開催する。)
- 2) 運営委員会は、本会の重要な活動の柱として引き続き冊子の編集・発行に取り組む。編集・発行の実務に関しては、運営委員会のもとに「編集会議」として招集し、運営委員以外の会員・外部の執筆関係者の参加も可とする。
- 3) 憲法問題の議論の活発化のために努力する。

3. 他の護憲運動とのかかわりについて

- 1) 当会の力量の範囲で、他の護憲運動、とりわけ草の根の護憲運動との連携・交流を図る(ホームページにおけるリンク設定を含む)。
- 2) 「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」や「安倍9条改憲NO!全国市民アクション」が共同で取り組む中央行動などに注目し、当会の力量の及ぶ範囲でこれを宣伝し、行動に参加する。

4. インターネット上での発信について

- 1) 日々生起する憲法の違憲状況について、会のホームページ上で違憲告発(緊急警告)の発信を行う。
- 2) 上記の内容は運営委員会で検討し発信するが、例会にも報告し、さらに検討を加えてホームページへの掲載、冊子発行につなげる。
- 3) ホームページブログ投稿欄に投稿された文章のなかで、適切なものを運営委員会で検討を加え、緊急警告や冊子などに活用する。
- 4) 昨年度、当会ホームページに反戦・平和川柳の投稿箱を設け試行してきたが、今年度から公開し広く投稿を募ることとする。

5. 会の刊行物について

- 1) 年2回の冊子発行をめざす。
本会設立(2014年1月)以来、年2回の冊子発行をめざし、過去7年間で「日本国憲法が求める国の形」シリーズとして合計10冊を発行してきた。引き続き年2回の発刊を目指して努力する。
- 2) 今年度の発行企画について
 - ①「日本国憲法が求める司法改革」(仮題)の今春発行を目指す(シリーズ11号)。(執筆を後藤富士子弁護士に依頼中)
 - ②緊急警告第3集(緊急警告034号2018/12~)の発行(シリーズ12号)。

6. 「日本国憲法がめざす国の形」冊子シリーズ10号(2020年9月刊)、今春予定のシリーズ11号を始め、これまでの刊行物の普及・販売活動に努める。

- 1) 憲法集会始め各種の集會に持ち込み普及・販売活動に取り組む。
- 2) 会員に普及・販売活動への参加を呼びかける。具体的には会員から希望冊数を募り、無償で会員に配布する。会員は販売できた金額(カンパ含め)を納入するものとする。(残部は返却の必要なし)

7. 共同代表の補充について

当初 3 人いた共同代表が現在福田代表一人になっているので、この間、補充をめざす方針のもと働きかけてきたが、引き受けていただけなかったり、適任でなかったりして実現に至らなかった。当面、無理に補充しようとせず、福田代表 1 人体制でいくこととする。ただし、適任者で引き受けていただける人が出てきた場合には、補充することとする。

8. 会員の拡大について

1) 会員 100 人をめざす（現在 71 人）。

2) その方法として

①現ニュース送付者のうちの未加入者に呼びかける。

②現会員に協力を依頼する。

9. 本会の性格・位置付について再確認のための議論を継続する。

本会が護憲のための実践団体なのか、研究団体であるべきなのかは本会設立以来の議論のテーマでもあるが、ここに来て新たな参加者から疑問が出ていることもあり、改めて再確認のための議論を行うものとする。（これまで本会は護憲のための実践団体でもあり研究団体でもある、との暗黙の合意がなされている。）

10. ニュース郵送分の E メール送信への切り換えについて

決算報告にもある通り、ニュースの郵送費が増大して当会の財政を圧迫している。これを改善するために、現在郵送している会員・読者に E メール送信への切り換えをお願いすることとする（E メールアドレス所有者対象）。

また、お送りしても読まれていない方もおられる可能性があるので、ニュースが不要か否かの問い合わせをし、当会メールアドレスを付して返信をお願いする。

第 5 号議案 新役員選出 （任期 1 年 2021 年 1 月総会～2022 年 1 月総会）

1) 共同代表 福田玲三

2) 事務局員 大西喜与志、川本久美恵、福田玲三

3) 運営委員 大西喜与志、大野和佳、鹿島孝夫、草野好文、福田玲三、柳澤 修

4) 会計監査 山岡聡子

第 83 回例会の報告

1 月 24 日総会終了後、引き続き 14 時 30 分より第 83 回例会を開催した（参加者 5 名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表委員が行い [<別紙 1>](#)、政治の現況を草野委員が報告した [<別紙 2>](#)。

事務局報告の質疑では、①冊子シリーズ 11 号の進行状況、②当会ホームページの掲載内容の 2 点について意見交換した。

政治の現況報告では、草野委員がこの一か月間の主なニュース 9 項目を提起し、その中で「ソウル中央地裁慰安婦判決」と「新型コロナ緊急事態宣言」について集中して議論した。

「ソウル中央地裁慰安婦判決」については、「慰安婦問題は徴用工問題と構図は同じ。1965 年の日韓請求権協定に慰安婦問題は入っていない」「産経新聞は日本政府の主張を代弁している」「国際的には中央地裁判決の内容は受け入れられている。日韓は外交的に折り合いをつけるべきだ」「次の世代にこの問題を持ち越すべきではない」「侵略側の日本の態度に問題がある。日本政府は判決と韓国政府を同一とみなしている」「主権免除の国際法の下でも個人の請求権は消えない。安倍政治がこれを認めようとしなかった」「背景には戦後日本の右傾化があり、敵基地攻撃、核武装への道に国民を誘導しようとする動きを注視すべきだ」「植民地支配に対する反省がない。軍管理の慰安婦は日本以外世界にはない」「慰安婦問題は韓国の民主化闘争の成果である」など、ソウル中央地裁の判決を評価する意見が多数であった。一方で、「2015 年の日韓合意で個人の合意が図られた。7～8 割の慰安婦はこれに同意した」「正義連（旧挺対協）の政治的な思惑がある」「インフラ整備など韓国併合 35 年間のプラス面は評価すべきだ」などの意見もあった。

「新型コロナ緊急事態宣言」については、「政府、医学会、専門家は一体となって利権がらみ、オリンピックがらみでコロナ対策は歪み支離滅裂である。市中感染拡大でそうもいかなかった」「特措法には補償の明確な規定がなく問題だ」「感染者を犯罪者扱いするのはおかしい」「罰則の規定は政府の無策を国民に転嫁するものだ」「GoTo の失策、感染は飲食業だけでなく市中にも拡大した」などの意見が出された。

なお、2 月の例会・勉強会は新型コロナ感染拡大による緊急事態宣言が発令されているため休会とする。

<別紙 1> [事務局報告](#)

福田玲三（事務局）2021.1.24

1) 来信 「三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会」より

三鷹事件・無実の死刑囚竹内景助さんの命日（1月18日）にあたって

「三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会」事務局長 吉村勝雄

事件の概略

（前略）

控訴審東京高裁では一回の事実調べもなく 1951 年 3 月無期懲役から死刑判決が下され上告審最高裁では裁判長田中耕太郎のもと 1955 年 6 月裁判官 15 名中 8 対 7 で死刑が確定したのです。

再審申立から無念の獄死まで

竹内景助さんは獄中から 1956 年 2 月東京高裁に対し再審の申立をしました。

景助さんの死亡は 1967 年 1 月 18 日、再審申立から 10 年が経過したわけです。

この間裁判所において何の動きもなく、ようやく前年の 1966 年 10 月に高裁の樋口勝裁判長は

書類審査証人調べを開始したのですが、すでにこの時期には病魔が景助さんを犯し始めていたのです。

景助さんの病状について当時代々木病院副院長・外科部長であった中田友也医師が「死刑囚の脳腫瘍をめぐる」の中で述べられている一部を紹介します。

「死刑囚である患者が脳腫瘍の疑いが濃く、生命の危険が心配されるから速やかに万全の医療が受けられるような措置をとって欲しいと家族、弁護士、医師団、国民救援会等の関係者が法務省当局に再三、再四しつつように要請していたにも関わらず、拘禁反応であるからとの理由で、脳腫瘍の医療は完全に放置され、発病から僅か約一ヶ月後に死亡しました。解剖の結果、脳腫瘍であることが確認され、獄死の原因は当然国側にあるから賠償の責任を負うべきである」。「竹内景助 45 歳、三鷹事件の死刑囚として独房生活 18 年、1966 年ころから注意力の集中が悪くなりはじめていました。12 月 3 日頭痛を訴えはじめ嘔吐、うつ血乳頭、記憶障害等があらわれ日増しに症状が悪化し連日の苦痛が続き、脳腫瘍の疑いが濃くなりました」「1967 年 1 月 13 日午後 1 時運動時間中に倒れ、嘔吐し昏睡状態となりました。同日午後 4 時 30 分急速に様態悪化午後 6 時 40 分ころ、国民救援会から診療を依頼された住田医師が到着した時には昏睡状態のまま独房内のせんべい布団に寝かさされ、枕元に雑役の囚人が一人ついていただけで瞳孔拡大し対光反応も失いまさに呼吸が止まりそうな状態にあり同医師が人工呼吸を行い酸素吸入器を持ってくるよう要求、結果初めて人工蘇生器が使用されました。しかし様態は一方的に悪化脳死状態が続きました。1 月 18 日午前 8 時 10 分死亡しました」

景助さんの命日にあたり本原稿を記すために改めて読み返してみました。「悔しいよ」の一言につきます。

再審実現へ

1967 年 6 月、第一次再審申立は「請求人死亡により再審手続きは終了する今後再審申立の場合当然ながら本請求で出された証拠、弁護士の主張は引き継がれる」との決定が出されています。

第二次再審請求は景助さんのご長男健一郎さんによって 2011 年 11 月東京高裁に申立、事件発生から 70 年にあたる 2019 年 7 月請求棄却決定がだされています。健一郎さん、弁護士は同決定に異議を申立異議審へ、現在東京高裁第 5 刑事部に係属しておりようやく 2020 年 12 月 7 日に三者協議が開催されました。

現在の再審法では進行については全く規定がなく裁判官の判断一つといわれております。真実究明無実の死刑囚竹内景助さんの冤罪を晴らすために一日も早い再審開始を目指してがんばります。なお語り継ぐ会では命日の 1 月 18 日に八王子富士見台霊園にある景助さんの墓参を予定しています。



去る 1 月 18 日午後 1 時半、竹内景助氏の命日に当たり、東京・八王子の富士見台霊園を有志 10 名ほどが墓参し、高さ 2 メートルほどもある自然石に大書された「無実竹内景助墓」前に再審開始の決意を伝えた。

なおその前に JR 東労組の有志数人が墓参された由。



上記文書に添えられた当時の「三鷹事件ニュース」(1967 年 12 月 20 日付)によれば、竹内さんの一周忌に郷里の長野市松代町豊栄の明德寺に建設された竹内氏慰霊碑には松代産の自然石が

使われ、台石 2 トン、慰霊碑 1.2 トン、高さ 2 丈に及び、表面には「竹内景助慰霊碑」の 7 字が刻まれ、裏面下部には県対協、守る会、同級生有志などの団体名が、上部には竹内さんの獄中作 2 首が刻まれている。

罪なくて囚はれ永き生命にも只一日が尊かりけり
思うこと夢にもあらぬ紙紐で押しつけられし死刑は無実

2) シリーズ 11 号の発行について

後藤富士子弁護士に執筆を依頼しているシリーズ 11 号「日本国憲法が求める司法改革」(仮題)は、序章、第 1 章(「法治国家から「法の支配」へ」、第 2 章(具体的事件と憲法)、第 3 章(「ロイヤー」と「弁護士」)まで成文、第 4 章(日本国憲法が描く裁判官像)と終章(社会の隅々まで「法の支配」を)を現在執筆中。この春には脱稿の予定。

3) 「反戦・平和川柳」の新作投稿 5 句

いつまでも モグラたたきの政府・専門家 網かけ捕えよ 市中感染 【曲木草文】(1月6日)
パチンコ 昼カラ 夜の街 今度は飲食店ですか 【曲木草文】(1月6日)
ウソついて ウソで陳謝の 記者会見 【曲木草文】(12月25日)
よくもまあ 秘書が秘書がの 記者会見 コロナ蔓延 ウソも蔓延 【曲木草文】(12月25日)
一句、しっかりせよ。二句、次々に後出し。三、四句、厚顔無恥。(ゆ)

4) 集会案内 (事前に開催を確認のうえご参加下さい)

① 三鷹講談会 <http://1947h1105.blog.fc2.com/blog-entry-8.html>

2月12日(金) 19時開演 武蔵野芸能劇場 三鷹駅北口徒歩1分

神田真紅「講談三鷹事件」後編 ほかに一龍齋貞橘、宝井梅湯、神田紅の各氏出演

木戸銭 ¥2000 (お問い合わせ・ご予約) 090-5390-5327 三鷹講談倶楽部 細井迄

② 第 10 回死刑映画週間—「差別と分断」のなかの死刑制度

2月13日(土) ~ 2月19日(金) <http://www.jicl.jp/cinema/backnumber/20210125.html>

ユーロスペース 渋谷区円山町 1-5 KINOHAUS 3F (渋谷・文化村前交差点左折)

上映作品:『肅清裁判』、『コリーニ事件』、『8番目の男』、『処刑の丘』、『菊とギロチン』、『プリズン・サークル』、『アメリカン・プリズナー』

ゲスト:木村草太、坂上香、李泳采、池田嘉郎、村山木乃実、柳下毅一郎、太田昌国

③ 番外編 2 永山則夫が残したもの ~死刑映画週間 in ユーロスペースに連帯して~ 展示と DVD 視聴

2月13日(土) ~ 19日(金) 16日:スペシャル DAY! 「略称・連続射殺魔」上映と対談

会場:梨の木舎 千代田区神田三崎町 2-2-12 エコービル 1 階 (JR 水道橋東口徒歩 5 分)

・DVD 視聴 16:00~17:00 永山則夫アーカイブズより日替わり (ドリンク代 500 円)

・展示 パネル「永山則夫の風景」永山則夫直筆原稿、手紙、イラストなど観覧無料

1968 年、中学卒業者が金の卵と呼ばれた時代。北海道網走生まれ 5 歳でネグレクトを経験した青森県板柳町育ちの少年永山則夫は、19 歳で 4 人の命を奪う事件を起こしました。路上生活 1 年余の過労、飢え、孤独、寒さからの逃避、暖かいところ、寝るところを求めて徘徊した深夜の出来事でした。

主催／問合せ：いのちのギャラリー（市原）090-9333-8807 <https://npa-asia.net/>
2月16日DVD上映&対談イベント案内（Zoom視聴無料）と申込：<https://bit.ly/3aUauLI>

④ 第10回江古田映画祭「3.11 福島を忘れない」（予約優先入場）

2月27日（土）～3月12日（金） <http://www.labornetjp.org/EventItem/1611731600693matuzawa>
東電福島第1原発事故から10年。ヒロシマ・ナガサキ、足尾鋇毒事件、高校・大学生の作品、初めて江古田映画祭実行委員会が制作した映像作品も上映。 ゲスト：豊田直巳監督、堀潤監督ほか

会場：武蔵大学（練馬区豊玉上1-26-1）1号館地下シアター教室（150席）、ギャラリー古藤
主催：江古田映画祭実行委員会 後援：みどりのまちづくりセンター 協力：グリーンピープルズパワー、ギャラリー水・土・木 電話：03-3948-5328 メール：fwge7555@nifty.com

⑤ 国際婦人デー3・6東京集会

戦争反対！ 声をあげよ、そして行動へ！ コロナを口実にした女性への差別・攻撃と闘おう！
3月6日（土）14時（開場13:30） 文京区民センター3A 参加費1000円
主催：実行委員会、本郷文化フォーラムワーカーズスクール（HOWS） <https://bit.ly/3pblzNT>
連絡：03-5804-1656、hows@dream.ocn.ne.jp 今後、変更の可能性あり、事前に電話で確認を。

5) 当面の日程について

第85回運営委員会	1月31日（日）13:00～	新橋・ぼるーん
第84回例会・勉強会【中止】	2月28日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ
第86回運営委員会【中止】	3月7日（日）13:00～	新橋・ぼるーん
第85回例会・勉強会	3月28日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ
第87回運営委員会	4月4日（日）13:00～	新橋・ぼるーん

※追記：「緊急事態宣言」の1か月延長にともない、第84回例会・勉強会（2/28）および第86回運営委員会（3/7）は中止とする。

<別紙2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧（2020/12/21～21/1/20）

- * 東京地検、「桜」問題で安倍前首相不起訴。公設第1秘書を略式起訴（2020/12/24）
- * 新型コロナ感染確認国内一日最多4,518人、東京1,337人で初の千人超え（2020/12/31）
- * 首都圏1都3県知事、政府に緊急事態宣言要請（2020/1/2）
- * 新型コロナ感染確認国内一日最多7,571人、東京2,447人で初の2千人超え（2020/1/7）
- * 政府、首都圏1都3県対象に緊急事態宣言発出（期間：1月8日～2月7日）（2020/1/7）
- * ソウル中央地裁慰安婦判決 原告らの日本政府への慰謝料請求認める（2021/1/8）
- * ノーベル賞受賞者4人、医療従事者への支援やPCR検査拡充など求める声明（2021/1/8）
- * 緊急事態宣言、大阪など7府県追加し11都道府県に拡大（2021/1/13）
- * 第204回通常国会開会（6月16日まで）菅首相施政方針演説（2021/1/18）

(2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① 東京新聞 TOKYO Web 2021年1月7日 ニュース記事

<新型コロナ>東京都で新たに2447人が感染 過去最多を大幅更新

東京都は7日、新型コロナウイルスの感染者が新たに2447人報告されたと発表した。前日6日の1591人を大幅に上回り、2日連続で最多を更新。初の4桁だった昨年12月31日からわずか1週間で2000人を超えた。

都内の累計の患者数は6万8790人となった。このうち現在入院している重症患者は121人となり、6日の113人から8人増えて最多となった。都内で感染者の受け入れ病床がある医療機関の体制は逼迫ひっばくし、入院先が決まるまでに時間がかかるケースが増加している。

年代別では、20代が666人、30代が552人、40代が408人、50代が303人などとなっている。65歳以上の高齢者は264人だった。

政府は7日夕、東京都と神奈川、千葉、埼玉の3県を対象に、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の再発令を決定する。緊急事態宣言の期間は8日から2月7日まで。

② 朝日新聞 DIGITAL 2021年1月7日 ニュース記事

首相「1カ月後に改善へ全力つくす」 緊急事態再宣言

菅義偉首相は7日、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏4都県に出した。期間は8日～2月7日。政府は飲食時の感染防止対策の力点を置くが、宣言を解除するには1カ月間では「十分ではない」と疑問の声も出ている。

特措法に基づく宣言は、安倍前政権下での昨年4月に続き2度目。首相は7日夕の対策本部で宣言を決め、宣言中は観光支援策「GoTo トラベル」の全国一斉停止を続けることも明らかにした。続く記者会見では「何としてもこれ以上の感染拡大を食い止め、減少傾向に転じさせる。そのために宣言を決断した」と説明した。

国民に向けて「もう一度制約のある生活をお願いせざるを得ない」と呼びかけたうえで「1カ月後に必ず事態を改善させるために、全力をつくし、ありとあらゆる方策を講じる」と語った。

政府はこの日、宣言下での具体的な対策などを定めた対処方針を専門家の意見を聴いた上で改定。特措法の政令改正を閣議決定し、対象区域の知事が要請した営業時間の短縮に応じない飲食店に、時短を指示し、事業者名の公表もできるようにした。同時に、時短に応じる店への協力金の上限を、現在の1店当たり4万円から6万円に上げた。

4都県は政府方針に合わせ、飲食店とバー・カラオケ店などの遊興施設に、営業は午後8時（酒類の提供は午前11時～午後7時）までとする要請を出した。（以下、略）

政府は、特措法に要請に応じない店などへの罰則の規定を新設することを検討している。18日召集の通常国会に改正法案を提出する方針だ。首相は会見で「罰則など強制力を付与することによって、より実効的な対策を可能にしたい」と述べた。（河合達郎）

③ 毎日新聞 2021年1月8日 ニュース記事

元慰安婦訴訟 日本政府に賠償命令 ソウル中央地裁

韓国で元慰安婦の女性12人（故人を含む）が日本政府に損害賠償を求めた訴訟で、ソウル中央

地裁は8日、原告の請求を認め、日本政府に1人当たり1億ウォン（約950万円）の賠償を命じた。

韓国で同種訴訟の判決が下されるのは初めて。主権国家は外国の訴訟で裁かれることがないとする国際法上の「主権免除」の原則を元慰安婦に適用するかが争点となったが、裁判長は「被告（日本政府）による組織的、反人道的犯罪行為に対して適用できない」と判断。そのうえで、「原告は精神的、肉体的な苦痛に対し、被告から国際的な謝罪を受けていない」として、日本政府による賠償は妥当だと述べた。

また、財産・請求権問題の「解決」を明記した1965年の日韓請求権協定や、2015年の慰安婦問題解決のための日韓合意では、損害賠償問題は解決していないと指摘した。

日本政府は主権免除の原則を重視し、これまで訴訟に関与してこなかったが、今後外交問題に発展するのは必至だ。

原告は、ソウル郊外の元慰安婦支援施設「ナナムの家」で暮らす李玉善（イオクソン）さん（93）ら。「元慰安婦に対する反人道的な犯罪行為は主権免除の例外とすべきだ」と主張し、13年8月、日本政府に損害賠償を求める調停を地裁に申請した。日本政府が出頭しなかったため調停不成立となり、16年1月に正式訴訟に移行した。日本政府は訴状の受け取りを拒否したが、地裁は20年1月、書類を受け取ったとみなす「公示送達」の手続きを取った。

調停申請時、原告は12人だったが、多くが他界し、生存者は5人となっている。

韓国で元慰安婦らが日本政府を相手に損害賠償を求めた訴訟は2件あり、13日には「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」（正義連、旧挺身隊協）が支援する元慰安婦ら20人による訴訟の判決が言い渡される。【ソウル堀山明子】

④ 朝日新聞 DIGITAL 2021年1月9日

【社説】慰安婦判決 合意を礎に解決模索を

日本と韓国の関係に、また大きな試練となる判決が出た。

ソウルの地方裁判所が昨日、元慰安婦らによる訴えに対し、日本政府に賠償を命じた。

日本政府は、この訴訟そのものに応じてこなかった。国家には他国の裁判権がおよばない、とする国際法上の「主権免除」の原則があるからだ。

だが、判決は慰安婦問題を「計画的、組織的に行われた犯罪行為」と認定し、主権免除は適用されないと判断した。

日本側が上訴せず、一審判決が確定すれば、政府資産の差し押さえの応酬に発展する恐れもある。極めて危うい事態だ。

韓国ではこの数年、植民地支配時代にさかのぼる慰安婦や徴用工などの問題で、司法が踏み込んだ判断をするケースが相次いでいる。

いずれも従来の韓国の対外政策の流れを必ずしも反映していない部分があり、日韓の対立要因として積み重なってきた。

確かに歴史問題は解決が難しい。一般的には第三国の仲裁や国際的な司法判断にゆだねる選択肢はあるが、できる限り、当事国間の外交で問題をときほぐすのが望ましい。

その意味で日韓両政府が省みるべきは、2015年の「慰安婦合意」とその後の対応だ。

粘り強い交渉の末、双方が互いに重視する点を織り込みあって結実させた合意だった。だが残念にも今は、たなごらしになっている。

前政権が結んだ合意を文在寅（ムンジェイン）政権が評価せず、骨抜きにってしまったことが最大の原因だ。元慰安婦の傷を癒やすために日本政府が出した資金で設けた財団も解散させた。

歴史の加害側である日本でも、当時の安倍首相が謙虚な態度を見せないことなどが韓国側を硬化させる一因となった。

今回の訴訟は合意の翌年に起こされた。合意の意義を原告らに丁寧に説明していれば訴訟が避けられたかもしれない。

徴用工問題をめぐる 18 年の判決と、それに続く日本の事実上の報復措置により、互いの隣国感情は悪化している。今回の判決はさらに加速させる恐れがあり、憂慮にたえない。

最悪の事態を避けるためにも韓国政府はまず、慰安婦合意を冷静に評価し直し、今回の訴訟の原告でもある元慰安婦らとの対話を進めるべきだ。日本側も韓国側を無用に刺激しない配慮をする必要がある。

それでも接点が見つからねば国際司法裁判所への提訴も視野に入れざるをえないが、現状は日韓が和解のための最大の努力を尽くしたとは言いがたい。

日韓両政府の外交力が問われている。

⑤ 読売新聞 オンライン 2021 年 1 月 9 日

【社説】元慰安婦訴訟 「主権免除」認めぬ不当判決だ

韓国の裁判所が、日韓関係の土台を壊す判決をまたしても出した。主権国家は他国の裁判権に服さないという国際的に確立した原則に反する判断である。断じて容認できない。

韓国人元慰安婦 12 人が、日本政府を相手に損害賠償を求めた訴訟で、ソウル中央地裁が原告の訴えを全面的に認め、1 人当たり 1 億ウォン（約 950 万円）の賠償を命じる判決を言い渡した。

2016 年の提訴時から、日本政府は、国家の行為は他国の裁判所で裁かれないという国際法上の「主権免除」の原則から、裁判に参加せず、「訴訟は却下されるべきだ」との立場をとっていた。

これに対し判決は、日本政府が元慰安婦への「計画的、組織的、広範囲にわたる反人道的行為」で国際規範に違反したとし、「主権免除」は適用できないとした。

虐殺などの重大な人権侵害には主権免除が否定されるとの学説もあるが、主権免除の原則は広く定着している。元慰安婦への「人権侵害」に過度に重きを置いた不当判決だと言わざるを得ない。

判決によって、日本政府の資産の差し押さえが可能になった。同様の訴えや判決が相次ぎ、日韓関係がさらに危機的な状況に陥ることが懸念される。韓国側はどこまで深刻さを認識しているのか。

そもそも、日韓間の請求権問題は、1965 年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的な解決」が定められている。慰安婦問題では、日韓両政府が 2015 年の合意で「最終的かつ不可逆的な解決」も確認している。

それにもかかわらず、問題が尾を引いているのは、韓国の文在寅政権が慰安婦合意を骨抜きにするなど、日韓間の約束を踏みにじる姿勢を続けているからだ。

韓国人「元徴用工（旧朝鮮半島出身労働者）」への損害賠償を日本企業に命じた判決でも、文政権は三権分立を口実に、対応を先送りしている。その延長線上に今回の判決があると言えよう。

日本政府は「韓国が国家として国際法違反を是正するための適切な措置を講じる」ことを強く求めた。主権免除の原則から、控訴しないことは理解できるが、判決が既成事実として国際社会

に広まる事態は防ぐ必要がある。

日本は、元慰安婦を支援する財団に資金を拠出するなど、問題解決に努めてきた。韓国はその努力を一方的に無にしている。政府は対外発信力を強化して、日本の取り組みを丁寧に説明し、各国の理解を得なければならない。

⑥ 産経新聞 THE SANKEI NEWS 2021年1月9日

【主張】「慰安婦」賠償命令 歴史歪める判決を許すな

元慰安婦らが起こした訴訟で韓国の裁判所が、あろうことか日本政府に賠償を命じた。

判決は、史実を歪（ゆが）めて慰安婦問題を日本による「犯罪行為」と決めつけた。国家は他国の裁判権に服さないという国際法上の「主権免除」の原則を踏みにじった。このような不当極まりない判決は直ちに撤回されるべきだ。

秋葉剛男外務事務次官は韓国の南官杓駐日大使を外務省に呼んで、「断じて受け入れられない」と抗議した。

韓国で故人を含む元慰安婦ら12人が、日本政府を相手取り、損害賠償を求めている。ソウル中央地裁は原告の請求通り1人当たり1億ウォン（約950万円）の支払いを命じた。

判決は事実無根で耳を疑う。日本による「計画的、組織的、広範囲に行われた反人道的な犯罪行為」などと断じたが、調査や実証的研究で、女性を組織的に連れ去って慰安婦にしたという「強制連行」説は否定されている。

原告の元慰安婦は、「現在まで被告からきちんとした謝罪や賠償も受けていない」とするが、これも誤りである。

日韓両政府は2015年の合意で慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認済みだ。日本政府拠出の10億円をもとに支援財団がつけられ、多くの元慰安婦が現金支給事業を受け入れた。合意を反故（ほご）にして財団を一方的に解散したのは文在寅政権である。

今回のとんでもない判決がまかり通れば、慰安婦を「性奴隷」として日本を貶（おとし）める嘘が世界に広がるばかりだ。判決は日本の朝鮮統治を朝鮮半島の「不法占拠」とした。朝鮮統治時代の日本政府や民間の行為に難癖をつける損害賠償訴訟を誘発しかねない。

日本政府は国際法上の「主権免除」の原則を踏まえ、訴えの却下が相当とし、審理に出席してこなかった。訴訟自体を認めないため控訴はせず、判決文の受け取りも拒む方針だ。今後、日本政府の韓国内資産が差し押さえなどの強制執行の対象となり、一方的に売却される恐れがある。日本の国家主権への侵害といえる。

加藤勝信官房長官は会見で、韓国が国際法違反を是正すべきだと表明した。問題解決が遅れるようであれば、日本政府は韓国側に無法を是正させるための実効的な措置をとらなくてはならない。

※ 補足：毎日新聞と東京新聞の社説は、朝日新聞社説と若干の違いがあるものの同趣旨なので割愛。

<別紙 3> 緊急警告 048 号

特措法・感染症法改正で支援策を具体化し、罰則は削除せよ

1月18日によく開会した通常国会で、就任以来初めて菅首相が施政方針演説を行った。焦点である新型コロナ対策については、「安心」を強調し、「国民の命と健康を守り抜く。まずは『安心』を取り戻すため、(中略)新型コロナウィルス感染症を一日も早く収束させます」と言い切った。

「GoTo キャンペーンを早く中止すべきだ」、「緊急事態宣言を早く出すべきだ」といった専門家意見や国民世論を無視して、年末ぎりぎりまで GoTo キャンペーンを中止しようとせず、国民に間違った「安心」を植え付けたことが大晦日の大量感染者発生を招き、首都圏4知事の要請で止む無く正月明けに緊急事態宣言に至るといふ、後手後手の政策判断を繰り返した張本人の無神経な発言であった。

さらに菅首相は、特措法の改正にも触れ、「新型インフルエンザ特別措置法を改正し、『罰則』や『支援』に関して規定し、飲食店の時間短縮の実効性を高めます」と述べた。法の実効性を高めるために「罰則」を「支援」の前に置く表現スタイルは、持論である「自助・共助・公助」を説く菅首相の頭の中にある優先順位そのままに、公助での「支援」は二の次なのである。

1月22日閣議決定され、今国会に提出された特措法と感染症法改正の政府・与党案は、いずれも厚労大臣や知事の権限を強くし、罰則で実効性を高めようとするもので、過去の感染症対策の教訓も踏まえず、感染症拡大防止の観点からも妥当性を欠くものであり、かつ、国民の基本的人権を不当に侵害するものとなっており、容認できないものである。

○特措法の主な改正事項は、次の通り。

- ・緊急事態宣言前に「まん延防止等重点措置」を設け、都道府県知事が時短営業等の要請ができ、応じない場合は立入検査、命令ができ、命令に従わない場合は30万円以下の過料（行政罰で前科のつかない金銭罰、以下同じ）
- ・緊急事態宣言時に時短営業などの要請に従わない場合は50万円以下の過料
- ・知事の要請に応じた事業者への支援の義務化

○感染症法の主な改正事項は、次の通り。

- ・知事などが宿泊療養等を要請し、応じない場合は入院勧告、それでも応じない場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金（前科がつく刑罰、以下同じ）
- ・保健所の調査に対して、虚偽申告や調査拒否した場合50万円以下の罰金
- ・厚労大臣や知事が医療機関に必要な協力を求めることができ、正当な理由なく応じなかった場合には勧告し、従わなかった場合は医療機関名を公表

こうした改悪法案に対して、立憲民主党など野党が、「刑事罰を削除せよ」として反対しているのは当然である。

特措法改正において最も必要なのは、支援策の具体化である。十分な支援や補償があれば、個人や事業者は罰則がなくとも法に従い、実効性は格段に向上するはずである。政府・与党案は、罰則ばかりが目立ち、何ら具体的支援策が示されていない。

感染症法改正において最も必要なのは、入院病床の拡充である。1月になって検査も入院もできずに、自宅で亡くなる方が増えているのは、病床が圧倒的に不足しているからに他ならない。こうした状況下で、入院拒否者への刑事罰など論外である。刑事罰を逃れるために検査忌避者が増え、感染拡大を誘発する恐れの方が大きいのではないか。

また、ハンセン病患者を強制隔離に追い込んだ「らい予防法」の悪しき教訓もあり、刑事罰付きの強制入院措置は、憲法第18条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」に抵触する恐れがあり、認めてはならない。

そもそも冬季に感染拡大することは分っていたことであり、5月以降の安倍政権から続く現政権がリスク管理を怠り、何も策を講じなかったがための現在の結果であることを、現政権は真摯に反省すべきである。そして速やかに、提出した法案から罰則規定を削除し（特に刑罰）、個人や事業者への具体的な支援策や補償を明記して、感染防止対策を実効あるものとしなければならない。

(2021年1月27日)

<別紙4> 読者のひろば

■ 神奈川県・柘植淳平氏より（抜粋）

* 平和主義者の私から皆さんにお知らせです

「花岡しげる」という人の本「自衛隊も米軍も日本にはいらぬ」「花伝社」（本体価格 1,500円）をお買い求めの上一読ください

私が日ごろ思っていることを事細かに実地調査の裏付けと具体的なアイデアとともに一冊の本にしたもので、一年ほど前に書店で見つけて感激したものです

普段 ふざけた生き方をしているように見える私ですが本質はこんなところだと示したく推薦いたします

近々 なぜか北海道新聞に載せるという 本の広告を添付します

それによりますと花伝社オンラインショップもあるようです

よろしく申し上げます

(1月3日)

* 1000億円？ 検察が動いている安倍麻生の黒いお金。安倍晋三の選挙区「山口の公共事業は広島島の7倍」?! 村度公共事業で国民に実質的ワイロか？ 元朝日新聞記者ジャーナリスト佐藤章さんと一月万冊 清水有高。 <https://www.youtube.com/watch?v=IzOGxWXdGE>

これだけでは固すぎますので これもどうぞ

古今亭志ん朝（三代目）- つき馬 <https://www.youtube.com/watch?v=mXDDOs7vI2A> (1月20日)

■ 鹿児島県・和田 伸氏より種子島通信

種子島通信を送らせていただいている皆さまにご報告です。重複の方には悪しからずご容赦ください。

1月31日投開票の西之表市議選にて、和田香穂里は次点での落選でした。

皆様には、カンパを含め有形無形の応援をいただき誠にありがとうございました。

ご期待を裏切る結果となりましたが、本人はいたって元気、これからは一市民として自由に過激に活動していくと意気盛んですので、心配ご無用です。

また次期についての方向性も今はまだ決まっていませんが、皆さまからのご意見ご助言も参考に考えてまいります。

カンパをいただいた方には別途個別にお礼を申し上げるべきところではございますが、取り急ぎご報告させていただきました。

同日行われた市長選挙に関しては、馬毛島基地建設に反対の立場の現職八板俊輔氏が144票差での当選でしたので併せてご報告させていただきます。

今後とも馬毛島・種子島にご注目いただきますよう、さらに各地の闘いと連帯連携を強めるためのご協力を併せてお願い申し上げます。

和田伸 和田香穂里

■ DEMO-RESE(You Tube 民主主義研究所)・森正孝氏より (抜粋)

*今回は、木元茂夫さんに「首都圏に広がる軍事基地」を語っていただきます。

改めて、最大の人口密集地に、恐るべき軍事基地が密集していることに戦慄を覚えます。

今回と来週の二回に分けてお送りします。ぜひ、ごらんください。

Part 1 「首都圏に広がる軍事基地」 https://youtu.be/Q-DZLNGLJ_4

※デモリサの今までの作品がすべて下の URL から見られます。

<https://www.youtube.com/channel/UCTuQ8Xwc9On5I2esJ10VKQA/videos>

* 🗣️ 1/25 本日アップ「風雲急を告げる!馬毛島の今」!!

DEMO-RESE Radio#20「馬毛島のいま」 <https://youtu.be/ceOmV7T5Xt4>

DEMO RESE Radio#18「今、無人島・馬毛島が熱い!!」

part1 <https://youtu.be/2-vYJ2boge0>

part2 <https://youtu.be/DsTgUznQ79o>

part3 <https://youtu.be/PXWIIRCpgcA>

part4 https://youtu.be/I5g3SWx_8vs

◆ 当会への入会ご案内 (会費は無料) 参照：https://kanzengoken.com/?page_id=1003

「完全護憲の会」入会申込書

No. _____

氏 名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住 所	〒
電話番号	
入会金 (1000 円)	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)